

Microsoft Independent Software
Vendor Royalty ライセンスおよび
配布許諾契約
プログラム ガイド

目次

はじめに	3
マイクロソフト製品を組み込む.....	3
ISV Royalty ライセンス プログラムのメリット.....	3
プログラムの利用資格と要件.....	4
ISV Royalty ライセンス プログラムの利用資格.....	4
プログラムの要件.....	4
価格	5
ロイヤルティ レポート	5
請求	5
ISV Royalty ライセンス プログラムへの登録.....	5
契約体系	5
契約期間	6
登録方法	6
ISV Royalty ライセンス プログラムへの参加.....	6
ライセンス	6
Microsoft End User License Terms (使用許諾契約、[EULA])	7
ライセンス供与.....	7
利用可能な製品.....	7
ダウングレード権.....	8
配布期間の延長.....	8
エンベデッド メンテナンス	8
エンベデッド メンテナンスのロイヤルティ	9
ソリューションの提供	9
メディアの発注と入手	9
プロダクト キー アクティベーション.....	9
デリバリ要件.....	9
ソフトウェア サービスの提供	9
世界各地での配布.....	10
その他のリソース	10
用語	10

はじめに

Microsoft ISV (Independent Software Vendors: 独立系ソフトウェア ベンダー) Royalty ライセンス プログラムは、ISV にマイクロソフト製品 (以後、「マイクロソフト製品」) のライセンスを付与し、ライセンス製品を統合ソリューションに組み込むための方法を提供します。その後、ISV はビジネス ソリューションをレプリケートして、正規ライセンス ソリューションをエンド ユーザー (以後、「エンド ユーザー」) に配布します。ISV Royalty プログラムは、リセラー プログラムではなく、マイクロソフト製品を統合ソリューションの一環としてライセンスを供与する権利を ISV パートナーに提供するプログラムです。

マイクロソフト製品を組み込む

ISV パートナーは、1 つ以上の対象マイクロソフト製品を自社のソフトウェアに組み込むことで、統合ソリューションを作成できます。作成した統合ソリューションは、以下のいずれかの方法を使用して配布できます。

- ▶ ISV がソリューションをメディアにコピーし、ISV の統合ソリューションのラベルを付けてパッケージ化する。

または、

- ▶ ISV が ISV の統合ソリューションの一環として、配布先のコンピューター システムにソリューションをプレインストールする。

たとえば、ISV がデータベース アプリケーションを開発したとします。この ISV が Microsoft ISV Royalty ライセンス プログラムを利用して、自社のソリューションで、対象のマイクロソフト製品に重要な新しい機能を追加した場合、Microsoft SQL Server データベース ソフトウェアを統合ソリューションの一環として含めて、正規ライセンス ソリューションとしてエンド ユーザーに配布できます。

ISV Royalty ライセンス プログラムのメリット

ISV Royalty ライセンス プログラムに参加すると、以下のようなメリットがあります。

- ▶ **トータル ソリューションの提供。** ユーザーに単一のリソースを提供することで、個々のソフトウェアの展開にかかる時間を短縮できます。さらに、ユーザーは、ソリューション一式をマイクロソフト製品とライセンス込みで 1 つの販売元から入手できます。
- ▶ **収益の増加。** マイクロソフト ライセンスとエンベデッド メンテナンスのアップグレードの適用を統合ソリューションとして再配布することで、潜在的収益の収入源を確保できます。
- ▶ **コストの削減。** ISV Royalty ライセンス プログラムに参加すると、自社製品にマイクロソフト製品を組み込んで事前構成できるため、販売商品のコストを削減できます。また、インストール、設定、更新、サポートのコストも削減できます。
- ▶ **マイクロソフト製品ライフサイクルの延長。** マイクロソフトが製品の新しいバージョンをリリースした後も、最大で 48 か月間、ほとんどの製品の旧バージョンを付加価値のあるビジネス ソリューションに組み込んで販売できます。詳細は、[「配布期間の延長」セクション](#)を参照してください。
- ▶ **ユーザー デモンストレーション。** デモンストレーション コピーを保管しておけば、見込みのあるお客様に対して統合ソリューションをデモンストレーション目的で提供できます。
- ▶ **統合ソリューションの無償トライアル。** 見込みのあるお客様に対して、マイクロソフト製品のマスター コピーの取得から最大 120 日間、統合ソリューションの無償トライアルを提供できます。
- ▶ **マイクロソフト製品の幅広い選択肢。** ISV Royalty 製品表に記載のさまざまなマイクロソフト サーバー アプリケーションおよび一部のデスクトップ PC アプリケーションを利用できます。また、最新機能が組み込まれたマイクロソフト製品の最新バージョンを利用できます。
- ▶ **ダウングレード権。** マイクロソフト製品の新しいバージョンを取得した場合、旧バージョンがマイクロソフトによってサポートされており、[「ダウングレード権」セクション](#)で詳述されているその他の要件を満たしている場合に限り、お客様にその製品の旧バージョンを提供できます。

- ▶ **世界各地での配布。** 自社の統合ソリューションを、配布が許可されている世界各地のエンド ユーザーに配布できます。
- ▶ **教育機関のユーザーへの販売機会。** 資格要件を満たしている教育機関のエンド ユーザーに、教育機関向け特別価格でライセンスを提供できます。

プログラムの利用資格と要件

ISV Royalty ライセンス プログラムの利用資格

Microsoft ISV Royalty ライセンス プログラムは、ISV の資格を満たすマイクロソフト ソリューション パートナー向けのワールドワイドなソフトウェア ライセンス プログラムです。

ISV Royalty ライセンス プログラムに参加するには、マイクロソフト製品に顕著で主要な機能を付加したソフトウェア統合ソリューションを開発する必要があります。ソリューションがマイクロソフト製品の代用にすぎないものであってはなりません。統合ソリューションとは、ISV パートナーがエンド ユーザーにライセンスを許諾する、1 つ以上のマイクロソフト製品および (場合によっては) サードパーティ ソフトウェアが組み込まれたソフトウェア製品です。

また、ISV Royalty プログラムを契約するには、Microsoft Partner Network (MPN) に任意のコンピテンシー レベルで参加している必要があります。MPN の詳細については、MPN Web サイト (<https://partner.microsoft.com/ja-jp/>) を参照してください。

プログラムの要件

ISV Royalty ライセンス プログラムに参加するための要件は以下のとおりです。

- ▶ **統合ソリューションの開発。**
マイクロソフト製品を使用し、メインとなる重要機能をこれらの製品に追加する付加価値のある統合ソリューションを開発し、有形のメディア フォーマットで配布します。最新の ISV Royalty 製品表については、担当のディストリビューターに問い合わせるか、こちらのダウンロード サイト(<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/product-licensing/products.aspx#ISV>) をご利用ください。
- ▶ **Microsoft Business and Services Agreement の締結。**
基本契約である、組織の Microsoft Business and Services Agreement (MBSA) と ISV Royalty 契約を紐付けするか、既存の契約がない場合は基本契約として、MBSA を新規に契約します。
- ▶ **マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項への準拠。**
マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項を統合ソリューションの End Customer Agreement に組み込みます。
- ▶ **テクニカル サポートの提供。**
統合ソリューションに組み込まれているマイクロソフト製品に対し、エンド ユーザーに製品のテクニカル サポートを提供しなければなりません。
- ▶ **マイクロソフトの著作権情報、商標、不正コピー防止義務に従う。**
Microsoft ISV Royalty ライセンス プログラムのパートナーと関連会社は、マイクロソフト製品の不正コピー防止の要件に従う必要があります。また、マイクロソフトの商標、ロゴの使用条件を遵守し、著作権等の表示義務に従う必要があります。不正コピーの詳細については、マイクロソフトの不正コピー関連サイト (<https://www.microsoft.com/ja-jp/piracy/default.aspx>) を参照してください。
- ▶ **ソフトウェア ライセンスに関する月次レポートを提供。**
ISV パートナーおよび関連会社がエンド ユーザーに配布したすべてのマイクロソフト製品に関する月例ロイヤルティ レポートおよび支払いまたはゼロ ロイヤルティ レポートを提出します。

▶ **Microsoft ISV Royalty ライセンス プログラム監査への参加に同意。**

マイクロソフトやその被指名人は、ISV パートナーの記録と施設 (データセンターなど) を精査して、法令遵守の検証と必要に応じてオンサイト監査を実施します。

▶ **輸出に関する要件の遵守。**

ISV パートナーは適用されるすべての輸出法を遵守する必要があります。また、自社のビジネスに適用される輸出法に関する法的アドバイスを受けることを推奨します。マイクロソフトは、情報提供目的で、米国の輸出規制や、製品の ECCN (Export Control Classification Number)、輸出規制製品など、輸出に関する条件およびその他の情報を提供するマイクロソフト製品の輸出に関するサイト (<https://www.microsoft.com/ja-jp/exporting>) を公開しています。

価格

ISV Royalty ライセンス プログラムで提供される各マイクロソフト製品の請求価格については、ISV Royalty プログラム ディストリビューターにお問い合わせください。

ロイヤルティ レポート

ISV パートナーは、Microsoft ISV Royalty ライセンス パートナーとして、前月中に統合ソリューションでエンド ユーザーに配布したすべてのライセンスについて、ディストリビューターに月例ロイヤルティ レポートを提出する必要があります。エンド ユーザーにマイクロソフト製品を配布していない場合は、ゼロ ロイヤルティ レポートを提出する必要があります。書式の詳細およびレポートの提出手順については、ディストリビューターが提供し、また、ISV パートナーに代わって毎月マイクロソフトにレポートを提出します。

ISV Royalty 契約 (2013 バージョンのみ) を遵守するには、マイクロソフトに対して毎月 8,000 米ドル以上の売上を上げているエンド カスタマーは、独立した End Customer 登録のもとで報告を受ける必要があります。それ以前のバージョンの場合、個々のレポートしきい値は 1,000 ドルのままです。

組織の認定された担当者は、月例ロイヤルティ レポートが正確かつ完全であることを証明する必要があります。レポートを毎月の期日までに提出しないと、組織は ISV Royalty 契約に準拠していないことになります。

請求

ディストリビューターは、月例ロイヤルティ レポートに記載の情報をもとに、ISV パートナーが負うロイヤルティに対して、適用される通貨で請求を行います。その後、ディストリビューターが ISV パートナーに代わってマイクロソフトに支払いを行います。ディストリビューターは、月例レポートで報告される個数 × 報告される各ライセンスのディストリビューター価格に対して請求を行います。ISV パートナーは、合意された日付までにディストリビューターに支払いを行う義務があります。

ISV Royalty ライセンス プログラムへの登録

契約体系

マイクロソフト ボリューム ライセンス契約は、複数契約の契約条件の取り決めを容易にする契約です。ISV Royalty ライセンス契約は、ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約と MBSA の 2 つの構成要素で構成されています。

- ▶ **ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約。** この契約を行うと、ボリューム ライセンシング プログラムに参加することになります。
- ▶ **Microsoft Business and Services Agreement。** MBSA は、お客様とマイクロソフト間の永続的な契約です。利用法や所有権、機密保持など、MBSA 契約に基づくすべての契約に適用される基本的な契約条件を定めています。ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約の発効日または発効日前に締結している必要があります。

契約期間

- ▶ 契約期間は 3 年です。
- ▶ 3 年の契約期間終了後も ISV Royalty ライセンス プログラムの継続を希望する場合は、ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約を新たに契約して、再登録する必要があります。

登録方法

ISV Royalty ライセンス契約は、認定 ISV Royalty ディストリビューター経由で提供されます。ディストリビューターは、マイクロソフト ライセンスのエキスパートであり、マイクロソフトのライセンス、オペレーション、サポート サービスの専門家であり、ISV の製品およびサービス ニーズに対応する専任リソースを提供します。マイクロソフト認定の ISV Royalty ライセンス プログラム ディストリビューターに問い合わせて、ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約を締結してください。ISV Royalty ライセンスを取り扱う認定ディストリビューターは、<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/isvr-distributors.aspx> で確認できます。

ISV Royalty ライセンス プログラムに参加するには、以下の手順に従います。

1. Microsoft ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約および MBSA の契約を締結する (まだ、締結していない場合)。詳細については、担当のディストリビューターに問い合わせてください。
 - ▶ 基本となる MBSA を別のマイクロソフト ボリューム ライセンス契約 (Enterprise Agreement、マイクロソフト製品/サービス契約 [MPSA]、Select Plus*、Open Value、サービス プロバイダー ライセンス契約 [SPLA]) で締結している ISV は、担当のディストリビューターに問い合わせて、MBSA 番号を確認して、MBSA と ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約の紐付けをします。
 - * マイクロソフトは 2016 年 7 月 1 日以降、MPSA が提供される市場において、既存の一般企業向け Select Plus 契約による新規販売とソフトウェア アシュアランス更新の次回の契約応当日以降の受付を終了いたします。この措置は公共機関および教育機関向けの Select Plus 契約には適用されません。詳細は[こちら](#)でご確認ください。
2. これらの書類および署名済み署名フォームをディストリビューターに提出する。
3. マイクロソフトは、署名済みの Microsoft ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約を受領すると、契約書番号を記載した通知文書を ISV パートナーに送付します。メディアとプロダクト キーの取得方法の詳細については、本ガイドで詳しく説明します。

ISV Royalty ライセンス プログラムへの参加

プログラムへの登録が完了したら、以下の手順に従って ISV Royalty ライセンス プログラムに参加します。

- ▶ 担当のディストリビューターからマイクロソフト製品のマスター コピーを取得します。
- ▶ マイクロソフト製品を自社のソフトウェア アプリケーションに組み込み、統合ソリューションの開発を行います。
- ▶ 必須のマイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項をお客様契約に盛り込み、エンド ユーザーの合意を取れるようにします。
- ▶ エンド ユーザーに配布した統合ソリューションおよびエンベデッド メンテナンスのライセンスを販売/配布、およびレポートの提出を行います。

ライセンス

ISV Royalty ライセンス プログラムで提供されるマイクロソフトのサーバー製品はすべて、サーバー/クライアント アクセス ライセンス (CAL)、プロセッサ、または Core 単位でのライセンス供与となります。ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約経由で提供されるマイクロソフトのデスクトップ製品はすべて、サーバー/CAL 単位でのライセンスとなります。特定のマイクロソフト製品のライセンス モードについては、マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項を参照してください。

ISV Royalty ライセンス プログラムで提供されるライセンスには以下の 2 種類があります。

ISV ライセンス

既定のライセンス タイプであり、ISV パートナーは、マイクロソフト製品を自社の統合ソリューションの一部として組み込み、ライセンスを許諾できます。このライセンスを使用すると、ISV のエンド カスタマーは、そのマイクロソフト製品の使用が許諾され、ISV の統合ソリューション用として使用する限り、ベースとなるマイクロソフト製品の機能を統合ソリューション以外のアプリケーションでもフルに利用できます。

ISV ランタイム ライセンス

ISV Royalty プログラムで提供される Microsoft SQL Server および Microsoft BizTalk Server のライセンスは、使用制限付きライセンスで提供されます。これらの使用制限により、ISV ユーザーには以下の制限が設けられます。

- ▶ 取得したマイクロソフト製品は、対象となる統合ソリューションでしか使用できない。
- ▶ 取得したマイクロソフト製品は、対象となる統合ソリューションとは関係のない状況において、別のアプリケーションを実行したり、新規アプリケーションを開発したりするために使用することができない。

Microsoft End User License Terms (使用許諾契約、[EULA])

マイクロソフト使用許諾契約は、特定のマイクロソフト製品について、エンド ユーザーによるインストールおよび使用方法を規定した規則集です。マイクロソフト製品には、それぞれ、独自のマイクロソフト使用許諾契約が付属しています。たとえば、Microsoft SQL Server の Runtime ライセンス条件の影響下にあるライセンスの場合、ユーザーは、ISV アプリケーション以外のアプリケーションを実行したり、新規アプリケーションの開発、新規データベースやテーブルの作成にマイクロソフト ライセンス製品を使用したりすることはできません。

自社の統合ソリューションに組み込むマイクロソフト製品のマイクロソフト使用許諾契約を統合ソリューションの使用許諾契約に盛り込む必要があります。たとえば、自社の統合ソリューションに図表作成ソフトウェアの Microsoft Visio と Microsoft SQL Server を組み込む場合、Microsoft Visio と Microsoft SQL Server のマイクロソフト使用許諾契約に記載の使用権を、自社ソフトウェア アプリケーションの使用許諾契約に盛り込んで、エンド ユーザーに配布する必要があります。

マイクロソフト製品のライセンス条項は、ディストリビューターから入手できます。

ライセンス供与

ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約の条件では、マイクロソフト製品を自社の統合ソリューションの一部としてライセンスできます。マイクロソフトは、マイクロソフト製品のライセンスを ISV パートナーに供与するのであり、ユーザーに対してライセンスを供与するものではありません。ISV パートナーは、エンド ユーザーに配布する統合ソリューションと、統合ソリューションに組み込まれるマイクロソフト製品の正規のライセンサーとなり、エンド ユーザーはマイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項に従う義務があります。

利用可能な製品

ISV Royalty ライセンス プログラムでは、[製品表](#) で公開されているさまざまなマイクロソフト製品を利用できます。また、この製品表には、マイクロソフト製品を使用するうえでの具体的な条件や制限事項なども記載されています。以下は、主な提供製品の一部です。

- ▶ Microsoft SQL Server
- ▶ Microsoft Dynamics CRM
- ▶ Microsoft BizTalk Server
- ▶ Microsoft Exchange Server

- ▶ Microsoft Office Microsoft Office Project Server
- ▶ Microsoft Office SharePoint Server

なお、Windows Client および Windows Server オペレーティング システムは、本プログラムでは提供されません。

ダウングレード権

ISV パートナーは、以下の要件を満たしている限り、旧バージョンにダウングレードが可能です。

- ▶ 以下に対するレポートおよびロイヤルティ支払い：
 - 現在の製品表に記載のマイクロソフト製品のバージョン、または
 - 延長配布期間内にあるマイクロソフト製品のバージョン。
- ▶ 旧バージョンにダウングレードした場合でも、価格表に記載があるように、レポートで報告されたバージョンの価格を請求されます。ダウングレード権は、旧バージョンの価格を支払うという意味ではありません。
- ▶ 統合ソリューションには、レポート義務のある現在のバージョンの契約条件に基づいてライセンスを供与する必要があります。ダウングレードした旧バージョンの契約条件に基づいてライセンスを供与することはできません。ISVR プログラムで利用できる現在のバージョンと、延長配布期間にある製品は、最新の ISV 製品表 (<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/product-licensing/products.aspx#ISV>) で確認できます。
- ▶ マイクロソフト製品の旧バージョンに対してマイクロソフト サポートが継続している必要があります。サポートを提供しているマイクロソフト製品については、<https://support.microsoft.com/ja-jp/ja/lifecycle> で確認できます。
- ▶ 価格表に旧バージョンのメディア (ディスク キット) の提供可能あるいは在庫ありあるいはダウンロード用の SKU ありとなっている場合は、ディスク キットを発注できます。価格表に旧バージョンのディスク キットの発注不可あるいは在庫なしあるいはダウンロード用の SKU の提供なしとなっている場合は、マイクロソフトに旧バージョンのディスクキットまたはダウンロード用 SKU を提供する義務はありません。

配布期間の延長

統合ソリューションに組み込んだマイクロソフト製品の旧バージョンのライセンスは、製品表から製品が削除されてから最大 48 か月間、販売できます。このため、定期的なアップグレードの計画が容易になるほか、エンド ユーザーにとっては、取得した ISV ソリューションがすぐに旧式になるような事態を回避できます。ただし、一部例外もあるので、製品表を確認してください。例外の製品の場合、製品表から製品が削除された後の延長配布期間は 24 か月です。

エンベデッド メンテナンス

ISV パートナーは、年会費の「エンベデッド メンテナンス」により、マイクロソフト製品の将来のバージョンへのアップグレード権をエンド ユーザーに提供できます。アップグレード権は、エンベデッド メンテナンス契約期間中にマイクロソフト製品の新しいバージョンがリリースされた場合にのみ適用されます。統合ソリューションの配布権は、統合ソリューションに組み込まれているマイクロソフト製品のほか、統合ソリューションのエンベデッド メンテナンスにも適用されます。エンベデッド メンテナンスは、契約期間中、途切れることなく年に 1 回更新しないと、アップグレード権は失効します。

ライセンスは、初回取得時にエンベデッド メンテナンスに登録する必要があります。ライセンスの取得時にエンベデッド メンテナンスに登録を行っていないライセンスのアップグレードを希望するお客様は、新規ライセンスを購入する必要があります。

エンベデッド メンテナンスは以下のタイミングで取得できます。

- ▶ エンド ユーザーが統合ソリューションまたは統合ソリューションのアップグレードを取得した場合。
- ▶ 連続した契約期間中の年 1 回の契約更新時。
- ▶ 統合ソリューションのマイクロソフト製品のみ。マイクロソフト製品単体に対してエンベデッド メンテナンスを販売することはできません。

エンベデッド メンテナンスのロイヤルティ

エンベデッド メンテナンスのロイヤルティは、ライセンス登録時に支払う必要があります。エンベデッド メンテナンス (新規、更新の両方) は、他のライセンスの再配布と一緒に、月例ロイヤルティ レポートでディストリビューターに報告されます。

ソリューションの提供

マイクロソフトが、署名済みの ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約を承認すると、ISV パートナーは、契約に定められたとおり、マイクロソフト製品の配布を開始できます。

メディアの発注と入手

ISV パートナーは、認定ディストリビューターから製品ソフトウェアのメディア キットを発注できます。

プロダクト キー アクティベーション

マイクロソフト製品の中には、インストールを完了するためにボリューム ライセンス キー (VLK) を必要とするものがあります。

プロダクト キーは、企業または組織に割り当てられているもので、マイクロソフト製品のデスクトップ PC または管理者のインストールで使用する必要があります。ISV VLK の取得方法および、VLK を必要とする製品一覧については、担当のディストリビューターに問い合わせてください。

デリバリー要件

- ▶ ISV Royalty ライセンス プログラムでは、マイクロソフト製品およびエンベデッド メンテナンスを、単体ではなく、統合ソリューションの一部として配布できます。
- ▶ マイクロソフト製品のリースまたはレンタルは許可されていません。リースまたはレンタルには、マイクロソフトとの別途契約が必要です。
- ▶ 統合ソリューションにマイクロソフト製品を組み込むときは、製品の一部分ではなく、製品全体を組み込む必要があります。統合ソリューションの機能によっては、特定の機能しか使用しない場合があります (たとえば、開発ツールの場合など) が、その場合でも、製品全体を統合しなければいけません。
- ▶ ヘルプ ファイルに記載の情報をもとに、統合ソリューションに関する正確な技術文書を作成することはできますが、マイクロソフト製品に組み込まれているヘルプ ファイルを変更することはできません。こうすることで、エンド ユーザーが、マイクロソフトのソフトウェア パッケージを完全な状態で受け取り、購入場所あるいは取得先に関係なく、一貫したユーザー エクスペリエンスが保証されます。
- ▶ エンド ユーザーがマイクロソフト製品の機能を完全な状態で受け取れるよう、いかなる機能の無効化も許可していません。また、特定の機能を無効にすると、マイクロソフト製品の他の機能に影響を及ぼす可能性があり、ソフトウェアにとっては好ましくないことがあります。ただし、ソフトウェアのドキュメントに従って、マイクロソフト製品を構成することはできます。

ソフトウェア サービスの提供

統合ソリューションをソフトウェア サービスとして提供したい場合は、マイクロソフト サービス プロバイダー ライセンス アグリーメント (SPLA) を締結する必要があります。SPLA の詳細は、<https://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-programs/spla-program.aspx> で確認できます。

世界各地での配布

ISV Royalty ライセンス プログラムでは、米国の輸出法および特定の契約条項に従って、統合ソリューションを世界各地で配布できます。マイクロソフトは、統合ソリューションの配布先についての統制は行っていないため、ISV パートナーは、統合ソリューションを直接提供するサードパーティの事業団体との間で、エンドユーザーへの直接または間接的の配布（2次ライセンスではなく）のための契約を締結する必要があります。

その他のリソース

ISV Royalty ライセンス プログラム

ISV Royalty ライセンス プログラムに関する情報 <https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/isv-program.aspx>

マイクロソフト パートナー ネットワーク

マイクロソフト パートナー ネットワークの要件、メリット、リソースの詳細情報 <https://partner.microsoft.com/ja-jp/>

認定 ISV Royalty ライセンス ディストリビューター

ISV Royalty ディストリビューターに問い合わせる

<https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing/licensing-programs/isvr-distributors.aspx>

パートナー サポート コミュニティ - オンライン フォーラム

ISV Royalty プログラムに関する計画的サポートを求めている ISV 向け フォーラム（トピックとして「ISV Royalty Program」を選択してください。） <https://partnersupport.microsoft.com/ja-jp?auth=1>

Partner University

ISV 向けのラーニング パスやマイクロソフトパートナー向けのその他のトレーニングを確認する。

<https://partner.microsoft.com/ja-jp/>

マイクロソフト ボリューム ライセンス

自社に役立つソフトウェア ライセンスに関する情報 <https://www.microsoft.com/ja-jp/Licensing>

用語

関連会社

契約の関係者を所有する、関係者によって所有される、あるいは共同所有される法人。ここでいう、所有とは、法人の株式、利益、資産の 50% 以上を保持または管理していることをいいます。

契約番号

マイクロソフトがお客様の ISV Royalty ライセンスおよび配布許諾契約を受領後、マイクロソフトが ISV パートナーに割り当てる一意の番号。

クライアント アクセス ライセンス (CAL)

特定のマイクロソフト製品にアクセスするデバイスまたはエンドユーザーに必要なライセンス。

お客様

契約署名フォームに署名した ISV パートナーおよび、契約に基づき権利を許諾されているその企業の関連会社。

ディストリビューター

マイクロソフトが認定する、マイクロソフト製品の ISV (独立系ソフトウェア ベンダー) ディストリビューター。ディストリビューターは、ISV Royalty プログラム インダイレクト チャンネルでのみ利用可能です。

エンドユーザー契約

お客様が統合ソリューションをエンド ユーザーに提供する際に基準となる、お客様とエンド ユーザー間の契約。

発効日

ライセンス契約の条件が開始される日付。通常は、マイクロソフトが契約を承諾した日となります。

エンベデッド メンテナンス

お客様が契約期間中に統合ソリューションの一部としてエンド ユーザーに提供するマイクロソフト製品を最新版にアップグレードする権利。配布されるすべての基本マイクロソフト製品が対象です。

統合

1 つまたは複数のマイクロソフト製品とお客様のソフトウェア (および任意のサード パーティ製ソフトウェア) に組み込んで、統合ソリューションとすること。統合は、ISV がメディアにコピーし、ISV の統合ソリューションのラベルを付けてパッケージ化する、または、統合ソリューションの一環として、配布先のコンピューター システムにプレインストールする形で行われます。

ISV

独立系ソフトウェア ベンダー (パッケージ ソフトウェア開発企業)。商用のソフトウェア ソリューションを開発する企業。

マイクロソフト製品

契約の発効日に ISV Royalty 製品表にリストされている、あるいはその後 ISV Royalty 製品表に追加されるマイクロソフトのコンピューター ソフトウェア プログラムおよびその他の項目。異なるバージョン番号は、異なるマイクロソフト製品を示します。

マスター コピー

マイクロソフトがお客様への配布用に発売しているマイクロソフト製品および関連ソフトウェア ドキュメントのコピー。

マイクマイクロソフト ライセンス条項

マイクロソフトのユーザー製品の製品ごとの使用权。

メディア

マイクロソフト製品のフロッピー ディスクや CD-ROM ディスクなどの媒体。

マイクロソフト

Microsoft Corporation または、マイクロソフト ボリューム ライセンス契約を執行するマイクロソフトの契約関連会社。

ISV Royalty 製品表

マイクロソフトにより四半期ごとに発表される報告書。マイクロソフト ボリューム ライセンス プログラムで提供されるマイクロソフト製品および任意のマイクロソフト製品固有の条件またはそのマイクロソフト製品のライセンス取得時の制限事項などが記載されています。マイクロソフト製品が、ISV Royalty ライセンス プログラムで配布対象となるには、ISV Royalty 製品表に記載されている必要があります。

ロイヤルティ ランタイム ライセンス

ISV パートナーの統合ソリューションでのみマイクロソフト製品の使用を許可するライセンス。エンド ユーザーは、取得時の用途とは関係のない状況において、別のアプリケーションを実行したり、新規アプリケーションを開発したりするためにこのソフトウェアを使用することはできません。

統合ソリューション

お客様がエンド ユーザーにライセンスを許諾する、1 つまたは複数のマイクロソフト製品に顕著で主要な機能を追加したうえで、これを組み込んだソフトウェア製品。お客様がサード パーティから取得したソフトウェアが含まれる場合もあります。

使用国

お客様がライセンスを配布する国。

ユーザー/エンド ユーザー

統合ソリューションを個人使用のためにお客様から直接または間接的に取得する個人または企業。ただし、再販または再配布する権利は持ちません。

ゼロ ロイヤルティ

ゼロ ロイヤルティとは、レポート期間中にマイクロソフト製品を統合ソリューションの一部として一切配布しなかったという意味です。

© 2017 Microsoft Corporation. All rights reserved. (2017 年 8 月発行)

このドキュメントに記載された内容は情報の提供のみを目的としています。明示または黙示にかかわらず、この内容に関してマイクロソフトはいかなる責任も負わないものとします。この情報はライセンスを受けた製品を正しくご使用いただくためのガイドであり、お客様との契約ではありません。ボリューム ライセンス契約に基づきライセンスを受けた製品の使用については、当該契約に定める契約条件に規定されます。この情報と契約の間に齟齬がある場合は、契約の条項が優先されます。マイクロソフトの代理店を通じて取得するライセンスの価格は、代理店によって決定されます。